

## 目 次

### 第 1 号 1月12日（金曜日）

令和5年度下郷町議会1月第1回会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
町長提案理由の説明	3
報告第5号 専決処分の報告について	5
（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）	
議案第30号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について	9
議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	10
議案第32号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の設定について	12
議案第33号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定 について	12
議案第34号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第6号）	14
議案第35号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	14
議案第36号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）	14
議案第37号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	14
議案第38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	14
散会	17



令和5年度下郷町議会1月第1回会議会議録第1号

招集年月日	令和6年1月12日			
本会議の日程	令和6年1月12日から1月12日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年1月12日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和6年1月12日	午前10時56分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	税務課長兼会計管理者 玉川 清美
	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行	建設課長 猪股 朋弘
	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	農業委員会事務局長 大竹 浩二	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 芳賀沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年度下郷町議会1月第1回会議議事日程（第1号）

期日：令和6年1月12日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
9番 湯 田 健 二  
10番 星 能 哲
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 町長提案理由の説明
- 日程第 4 報告第 5号 専決処分の報告について  
(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第 5 議案第30号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 6 議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 7 議案第32号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 8 議案第33号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 9 議案第34号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第35号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第36号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第37号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

散 会

### (会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

まず初めに、令和6年1月1日発生の能登半島の地震によりまして亡くなられた方々、また被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧をご祈念申し上げます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。本日は、1月早々の1月会議を開催しましたところ、全員の方へ出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、説明のため、出席を求めておりました総合政策課長、玉川武之君が体調不良のため、本日の会議を欠席しますので、よろしくご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年度下郷町議会1月第1回会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、星能哲君を指名いたします。

---

### 日程第2 会議日程の報告

○議長（小玉智和君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

さきの議会運営委員会において、会議の日程を本日限りにすることで決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

---

### 日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。本日の令和5年度下郷町議会1月第1回会議の開催に当たり、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本会議におきましては、報告1件、議案9件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、議案の概要につきましてご説明を申し上げます。報告第5号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、

本件につきましては、令和5年11月8日、落合字左走地内において、町道落合音金線道路脇の立木から枯れ枝が落下し発生した自動車損害事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

議案第30号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の戸籍法に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるため、戸籍法の一部改正の規定を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定を願います。改正の概要でございますが、給与表につきましては、民間給与との格差0.88%を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ、また期末勤勉手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.1月分引き上げ、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分するものであります。

議案第32号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、期末手当の年間支給割合を0.1か月分引き上げるものであります。

議案第33号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第32号と同様に、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合の改正を願います。

議案第34号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、給与改定に係る人件費の増額分等1,123万5,000円を計上し、予備費により調整するものであり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

議案第35号から議案第38号までの4議案につきましても、議案第34号と同様、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与についての定に伴う補正予算の計上でございます。

議案第35号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,703万2,000円とするものであります。

議案第36号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ53万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,724万6,000円とするものであります。

議案第37号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,436万1,000円とするものであります。

議案第38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を3,300万5,000円とするものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について

##### (専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長（小玉智和君） 日程第4、報告第5号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） おはようございます。報告第5号 専決処分の報告についてご説明いたします。

専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解についてですが、議案書の1ページ及び2ページになります。専決処分の内容につきましては2ページとなりますが、本件につきましては、令和5年11月8日に町道落合音金線におきまして発生しました自動車損害事故につきまして損害を賠償し和解するもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項につきまして令和5年12月13日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容でございますが、1の損害を賠償し和解する相手方につきましては、記載の内容をご確認いただきたいと思います。

2の損害賠償の額でございますが、過失割合につきまして、相手方ゼロ%、町側が100%であるため、町側が対物損害額36万7,059円を負担するものでございます。

3の事故の状況でございますが、令和5年11月8日午後2時20分頃、当該車両が下郷町大字落合字左走地内、町道落合音金線を落合から音金方面に向けて走行していたところ、町道脇の立木から枯れ枝が落下し、相手方所有の自家用車のフロントガラス及び屋根に直撃して損害を与えたものでございます。

4では、損害賠償の額をさきに説明した額として、各当事者とも将来にわたり一切の異議の申立て、請求訴訟等を行わないとするものでございます。

以上、報告第5号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）を説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） これ町道、どこら辺だかちょっと私、現状分かりませんが、道路敷地内、町道敷地の一部から立ち木が落ちたのでしょうか、そんな道路脇の敷地って、町で所有している道路脇の敷地って広いのですか。そんな折れるようなでかい木、車壊すほどの木があるのですか。1つは、今どこでもやっていますけれども、県道は県道なりに、国道は国道なりに立ち木をみんな切ったりなんかしているのです。要

するに町では、建設課では、そういうふうな立ち木の整備を、枝払いとか、そういうことはしなかったのでしょうか、それとも実際に覆いかぶさっていたのでしょうか。そこら辺の状況を教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、建設課長。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいま8番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

町建設課としましては、当然その町道管理の部分に当たる部分で、立ち木に関する道路上へのはみ出し部分の対応というのは進めている状態ではありますが、全ての町道を毎年毎年ということはなかなか財源上の話で難しい部分がございます。今年度に関しましては、町道南倉沢野際線という町道におきまして、立ち木の伐採、枝払いというものは実施させていただきました。全く何もしていないということではないのですけれども、今回落ちてきた枯れ枝のほう町道にかぶさっていた部分ではあるのですが、道路の建築限界と言われております4.5メートル、地上高4.5メートルの高さが建築限界ということで、その中を結局邪魔することはできませんよという空間なのですけれども、それよりちょっと高めのところの枝が落ちてきたようでした。それを全て伐採なり刈り払いというか、そういう形まではなかなかできていないのが現状ではあります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） いいですか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） それは、町の所有の土地なのか、民地なのか、そこら辺を確認しましたか。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今のご質問ですけれども、要は立地というか、立っている場所に関しましては民地でございました。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 何回目。3回目、これで。

○議長（小玉智和君） 3回目です。

○8番（湯田純朗君） 3回目ですね。

○議長（小玉智和君） はい。

○8番（湯田純朗君） 立っている木は民地でした。ということは、民地のものなのか、立ち木が。民地で立っていて、道路にかぶさっているから、それは町で払わねばならないということですか。だとすれば、おかしくなるのではないか。それこそ現況が分からないから何とも言えませんけれども、民地だったということは、民地から出てくるのだから、それ個人の民地の雑木になるのではないですか。そこら辺ちょっと、私も現況分かりませんので、よく分かるように説明してください。

○議長（小玉智和君） なお、8番、湯田純朗君、一応3回までになっていますのでよろしく。



それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

- 建設課長（猪股朋弘君） 今ほどのご質問でございますが、民地に立っている木につきましては、当然その所有者というのが存在しますので、所有者が管理するのが筋ということになります。先ほど剪定、伐木を行った場所につきましては、了解を得た上で、町が邪魔と感じた部分を剪定させてもらった路線でございます。今回、落ちた木につきましては、当然民地に立っている木でございますので、所有者がいるわけなのですが、町道に落下してきたものということで、今回の対応をさせていただいたものでございます。
- 以上です。

- 議長（小玉智和君） 一応、湯田純朗君、そういうことでよろしく申し上げます。
- 7番、佐藤盛雄君。

- 7番（佐藤盛雄君） 要するに官民境界の中で民の部分、本来であれば民で自己管理して、全ての物に対する責任というのは負うべきだと思っておりますが、ただ立ち木、要するに境界からもう日本の場合はセットバックしていないのです、ぎりぎりに建てて。それから、杉とか木とかなっています。道路にかぶさった分、先ほど4.5メートルまでは管理するけれども、それ以上の分はなかなか管理できないということなのですが、現実的には4.5というよりも、それより高い部分、これは危険性が高いのです。ですから、そういうような、町道を走っておりますと、危険な箇所というのが、覆いかぶさっている。特に雪が降った場合の、重い雪が降って、湿った雪が降ると枝折れして、道路に落ちるとというのが結構見受けられるのです。ですから、やっぱりその辺が、町の管理と個人の責任ということはやっぱりきちっとすべきだと思いますけれども、危ない部分というのはやっぱり町が所有者にその部分は管理してくださいってやっぱり勧告すると。そうしないと、やっぱり責任問題、個人の責任が負えないということになりますので、その部分というのは全然町で今まで検討して、そういう会議とか、あるいは打合せやったこと、まずあるのですか。その辺、自己管理と町の責任と、どうでしょうか。

- 議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。
- 建設課長、猪股朋弘君。

- 建設課長（猪股朋弘君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

今ほど管理に関する部分での会議ですとかという話なのですけれども、厳密に会議というのは、直接町が主催してというのはなかったかと思えます。建設課として対応していましたが、例えば除雪前ですとかの除雪に邪魔になるような木の処理についてのチラシをまくなりの対応はしておったところではございまして、直接その管理の責任がこうだから、あだからというような明確な話し合いというのは特にされてはおりませんでした。

以上です。

- 議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君。

- 7番（佐藤盛雄君） 今後の課題として、やはりそういうものが要するに民地にあっても、公共の道路に影響を与えるようなものは、その境界から何メートルぐらい、セットバック

クするという、そういう指導もやっぱり必要なのです。外国なんかは、うちを建てる場合、あるいは木を植える場合は境界から何メートル、5メートルセットバックしなさいと、そういう法律もあるのです。日本の場合、残念ながらそういうことはあんまりないのですけれども、そういうような行政指導、我々もちろん道路通っていますから、もう危ない、覆いかぶさっているところ、4.5メートル以上、10メートル、20メートル、危ないところいっぱいあります。そこの管理というのは、危険伴っていますから、所有者にやはりその覆いかぶさる可能性の部分は除伐する。できない場合は、町で代執行して処分するという、それぐらいやっぱりやらないと、今後なかなか若い人がいなくて、所有者の管理する若い人がいなくて、あるいは管理は誰がやっているのかって明確な対象者が分からないというか、そういうこともあるので、やっぱりそれはこれからしっかりと対応しないと、こういう問題。物損で済んだけれども、人身事故あった場合、大変な損害賠償請求も発生しますので、そういうことはやっぱり課長、これからもしっかりとそういう検討をするのかどうか含めてお答え願います。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどの佐藤盛雄議員のご質問に対してお答え申し上げます。

一人一人に対して個別に指導というのはなかなか難しい部分ではございますので、伐採に関するお話というのは、お願いしますというような内容で、各自治体も何かホームページ上、情報として出している部分は確認しておりますので、我が町に関しましても各所有者が管理しなければいけないのですよというのを再度周知するという内容で対応させていただいた上で、さらに危険な部分があったら、所有者の了解を得てという形になりますが、町が対応するというような形も対応していきたいなという考えではあります。ただし、今回、南倉沢野際線の伐採は行ったということをやったのですが、毎年、予算に限界がございますので、各路線ごとで危険な部分があったらということで伐採に関する計画を進めている状態でございますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） なお、ただいまの件につきましては、ただいま課長答弁だけで終わっていますけれども、執行部の町長のほうから答弁ないですか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤議員、ごもつもの話、質問でございますけれども、これは道路法に基づいて、今課長が4.5メートルの管理と言っていましたね。あと、国道、県道、町道、これ誠にもってそういう場所がいっぱいあります。ですから、これは、国、県、町村、これでやっぱり協議して、道路上に張り出し、または交通に支障を及ぼす、それぞれの立木等の伐採、剪定、適正な管理をお願いしますということをやったり周知して、各区長さんを通じて周知してやっていただくということがまず第一歩だと思いますので、その辺を今年度はやっていきたいと思っておりますので、ご了解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか。

7番、佐藤盛雄君、最後になりますけれども。

○7番（佐藤盛雄君） その辺、危険箇所の認知というのは行政区長含めてやっぱり確認しないと、多分そういう確認というのは建設課でも十分把握しない部分あると思うのです。ですから、それ含めて、今町長おっしゃったようなことで、しっかりと対応していけばありがたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 実話をお話しさせていただきます。11番の星ですけれども、私、区長時代に国道、立ち木危ないということで、そこでお願いして、その地権者が金出さなくて、県のほうで2年計画でやった実例があります。一銭も町も出さない、土地使用者も出さない。だから、そういったことを要望すれば、一応やってくれる、そういった実績がありましたので、そういった方向で今後も気をつけてやってもらえばいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 今のやつは報告でいいですね。

○11番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第5号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

---

#### 日程第5 議案第30号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第30号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。議案第30号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年度法律第17号 附則第1条第5号の規定による）施行によって、本籍地の市町村以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の制度が開始されることから、下郷町手数料徴収条例の一部を改正し、新たに手数料を徴収する事務を行うものであります。

それでは、議案書の4ページと新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたします。第2条第1号から第6号までは、法改正に伴う文言の追加及び条文の改正となります。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。第7号、第8号を条文に追加します。第

7号については、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円とする内容となっております。第8号につきましては、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円とする内容となっております。この2号の追加に伴いまして、以下の第9号から第24号につきましては、各号を2号ずつ繰り下げてございます。

次に、議案第30号資料を御覧いただきたいと思っております。この改正をいたしますと、今まで戸籍のある市町村に行かないと取れなかった戸籍を広域的に、例えば勤務先の市町村で取れることとなります。また、識別符号を取得しますと、戸籍を添付しなくてはならなかったものが、例えばパスポート取得の際、戸籍の添付の必要がなくなることとなります。

なお、この条例の施行は、令和6年3月1日からとなります。

以上が今回の改正内容でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、私のほうから議案第31号についてご説明いたします。

7ページを御覧ください。議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給料表につきましては民間給与との格差0.88%を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ、また期末勤勉手当につきましては民間の支給状況を踏まえ、年間支給月額を0.10月分引き上げ、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分するものであります。

新旧対照表7ページをお開きいただきたいと思っております。第19条、期末手当でございますが、第19条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給割合を改正するもので、「100分の120」を「100分の122.5」に改めるものであります。これにより、年間の支給月額は「100分の240」から「100分の245」となり、0.05月分引き上げられることとなります。

第3項であります。定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当支給割合を改正するもので、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改めるものであります。これにより、年間の支給割合は「100分の135」から「100分の137.5」となり、0.025月分引き上げられることとなります。

続いて、第20条、勤勉手当でございますが、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給割合を改正するもので、「100分の97.5」を「100分の100」に改めるものであります。これにより、年間の支給月額は「100分の195」から「100分の200」となり、0.05月分引き上げられることとなります。

第2項第2号であります。定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合を改正するもので、「100分の47.5」を「100分の48.75」に改めるものであります。これにより、年間の支給割合は「100分の95」から「100分の97.5」となり、0.025月分引き上げられることとなります。

新旧対照表の9ページから10ページとなりますが、別表第1、給与表を改正するもので、今回は全ての給与月額が改正となります。引上げ額は、1級1号で1万2,000円、6級89号は700円と、若年層に重点を置いたものとなっております。

議案書の8ページにお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第19条、第20条及び別表第1につきまして、今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第1項では、施行期日を一部改正する条例は公布の日から施行するものとするものであります。さらに、第19条第2項、第3項及び第20条第2項の改正規定につきまして、令和6年4月1日からの施行とするものであります。

附則第2項は、この条例の規定は、前項ただし書に規定する改正規定を除くものにつきましては、令和5年4月1日から適用するものであります。

附則第3項では、令和5年12月期における期末手当の特例措置を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、「100分の120」とあるのは「100分の125」、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の67.5」とあるのは「100分の70」とし、支給割合を引き上げるものであります。

附則第4項では、令和5年12月期における勤勉手当の特例措置を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の47.5」とあるのは「100分

の50」とし、支給割合を引き上げるものであります。

附則第5項、第6項につきましては、内払い規定、委任規定を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第32号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について**

**日程第8 議案第33号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について**

○議長（小玉智和君） この際、日程第7、議案第32号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、日程第8、議案第33号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての2件を一括議題といたします。

議案第32号及び第33号につきまして、順次議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 12ページを御覧ください。議案第32号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じまして、期末手当の年間支給割合を0.10月分引き上げるものでございます。

新旧対照表の11ページをお開きいただきたいと思います。第5条第2項、期末手当の支給割合でございますが、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものであります。これにより、年間の支給月額が「100分の325」から「100分の335」となり、0.10月分引き上げられることとなります。

議案書にお戻りいただきまして、13ページをお開きください。議会議員の議員報酬、

期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第5条第2項につきまして、今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第12条では、令和5年12月に支給する期末手当の特例措置を定めるもので、「100分の162.5」とあるものを「100分の172.5」とするもので、0.10月分支給割合を引き上げる特例措置を規定するものであります。

改正附則では、第1項、施行期日等としまして、一部を改正する条例は公布の日から施行し、附則第12項、令和5年12月期における期末手当に関する特例措置の規定は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

附則第2項では、期末手当の内払い規定を定めるものでございます。

次に、議案書14ページを御覧ください。議案第33号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、今ほどご説明申し上げました内容で、第4条中の支給割合を改め、附則に第12項としまして、令和5年12月期における期末手当に関する特例措置を加え、改正附則では、施行期日等としまして、一部を改正する条例は公布の日から施行し、附則第12項、令和5年12月期における期末手当に関する特例措置の規定は令和5年12月1日から適用するものとするものであります。

附則第2項では、期末手当の内払い規定を定めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第 9 議案第 34号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第6号）  
日程第 10 議案第 35号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第 11 議案第 36号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第 12 議案第 37号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第 13 議案第 38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小玉智和君） この際、日程第9、議案第34号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第6号）から日程第13、議案第38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第34号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第35号につきましては町民課長、室井節夫君、議案第36号につきましては健康福祉課長、佐藤英勝君、議案第37号及び第38号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 16ページを御覧ください。議案第34号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、先ほどご説明しました給与改定に係る人件費の増額分及び特別会計における繰出金の合計1,123万5,000円を計上し、予備費により調整するものであり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

21ページからの歳出科目におきまして、給与改定に係る人件費等が計上されております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） それでは、議案書の32ページをお開きいただきたいと思います。議案第35号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,703万2,000円とするものでございます。

次に、38ページを御覧いただきたいと思います。2の歳入についてご説明いたします。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金につきましては、職員の給与改定により19万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、39ページを御覧いただきたいと思います。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。歳入でも申し上げましたが、これは職員の給与改定により19万8,000円を増額するものであります。

以上、下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案書の40ページを御覧いただきたいと思います。議案第36号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。



事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,724万6,000円とするものでございます。

41ページから45ページまでは総括でございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。49ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費から、51ページの8款新予防給付費まで、それぞれ給与改定に係る人件費の増額計上でございます。

次に、同じく51ページの10款予備費でございますが、財源調整のため6万1,000円を減額計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。資料46ページにお戻りをいただきまして、歳入になりますが、3款国庫支出金から48ページの10款サービス収入まで、先ほど歳出でご説明させていただきました給与改定に係る人件費を増額計上したことに伴い、予算の整理を行うものでございます。

以上、議案第36号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして第37号及び第38号、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第37号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

52ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,436万1,000円とするものでございます。こちらにつきましては、59ページの歳出におきまして、2節、3節、18節につきましての給料改定に係る人件費の増額によるものでございます。

58ページの歳入におきましては、その財源である一般会計繰入金におきまして高料金対策分の同額分を増額するものでございます。

なお、一般会計補正予算（第6号）、歳出費の第4款衛生費、3項上水道費、1目簡易水道費、27節繰入金、議案書の25ページとなりますが、そちらにおきまして同額を増額計上してございます。

以上、議案第37号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

60ページでございます。こちらの今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,300万5,000円とするものでございます。こちらにつきましては、67ページの歳出におきまして、2節、3節、18節における給与改定に伴う人件費の増額によるものでございます。

66ページの歳入におきまして、その財源でございます一般会計繰入金の同額分を増額するものでございます。

なお、議案書26ページ、一般会計補正予算（第6号）、歳出費の6款農林水産業費、

1 項農業費、5 目農地費、27 節繰出金におきまして同額を増額計上してございます。

以上、議案第38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

したがって、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。(午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年1月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員